

# 令和3年度 三重県社会福祉法人 運営研修会資料

令和3年4月

## ○この動画の目的等

- ・この動画は、社会福祉法人の運営を支援するため、三重県内の社会福祉法人の所轄庁である三重県及び各市で内容を協議し、作成したものです。
- ・動画の内容は、令和3年3月末時点で厚生労働省等から示されている内容に基づき作成したものであり、今後見直される可能性がありますので、ご了承ください。
- ・動画の内容について、ご不明な点等がございましたら、法人の所轄庁までご連絡ください。

## ○本日の内容

### 1 令和3年度社会福祉法人運営にかかる留意事項について

- (1) 厚生労働省から示されている情報について
- (2) 役員等の改選について
- (3) 現況報告書記載要領について

### 2 令和3年度社会福祉法人等指導監査について

- (1) 令和3年度社会福祉法人等指導監査の方針
- (2) その他

### 3 その他

- (1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて
- (2) 国・県のホームページについて

1 (1) 厚生労働省から示されている情報について

## 1-(1) 厚生労働省から示されている情報について

・厚生労働省から示された令和3年度に向けた社会福祉法人運営にまつわる留意事項は以下のとおりです。

ア 社会福祉連携推進法人制度の創設について

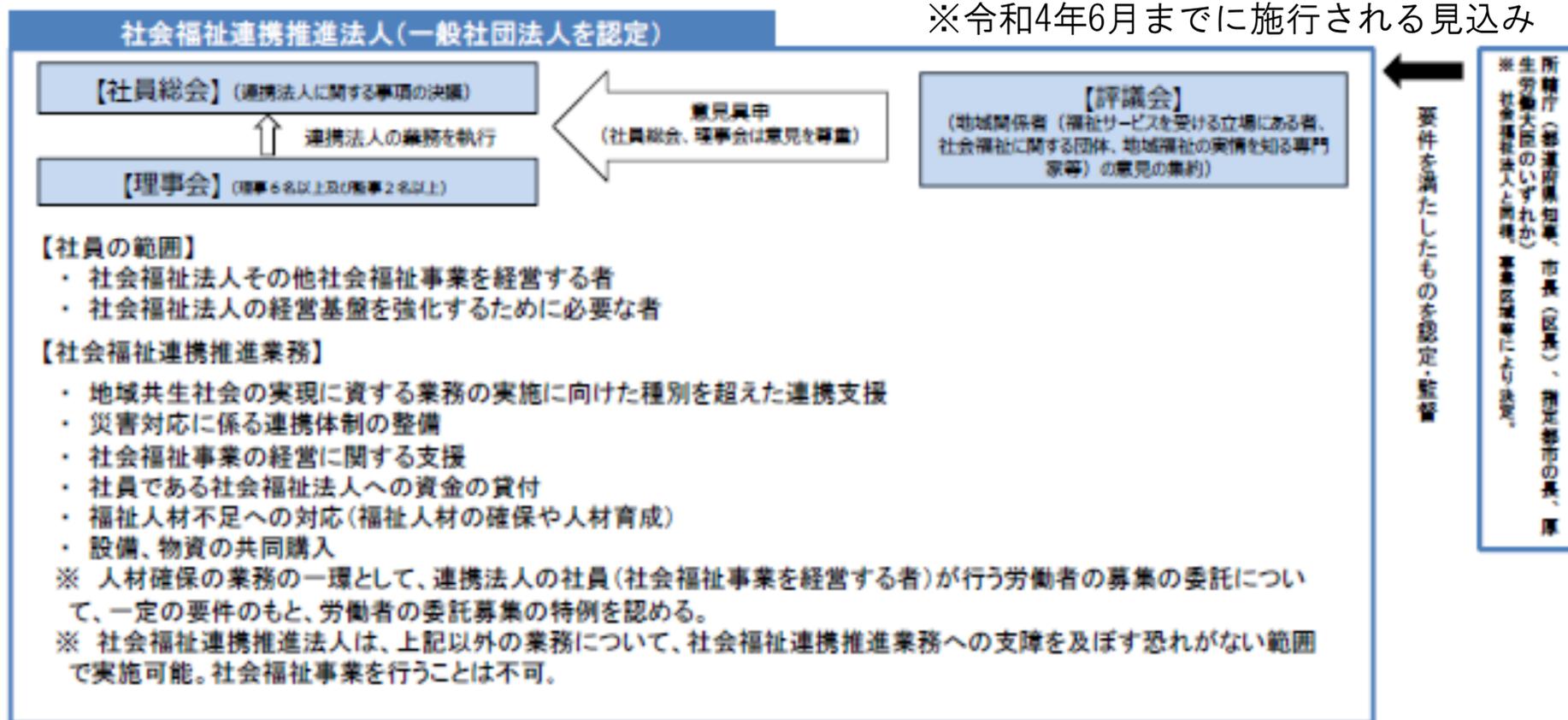
イ 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた法人運営について

ウ 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による社会福祉法等の改正について

(厚生労働省HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai\\_329761.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_329761.html)に詳細資料が掲載されています)

# 1-(1)-ア 社会福祉連携推進法人制度の創設について

※令和4年6月までに施行される見込み



※令和3年3月厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料より引用

## 1-(1)-イ 新型コロナウイルス感染症の動向を踏 まえた法人運営について

- (ア) 理事会・評議員会の開催時期の柔軟な取扱い
- (イ) 理事会・評議員会のオンライン開催等の推奨
- (ウ) 理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告
- (エ) 所轄庁への各種届出書類の提出期限等の柔軟な取扱い

# 1-(1)-ウ 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による社会福祉法等の改正について

○ 令和元年の会社法の一部改正に併せて、社会福祉法人においても、役員等(理事、監事又は会計監査人)に対する補償契約や役員等賠償責任保険(D&O保険)が適切に運用されるよう、これらの契約締結に必要な手続等を明確化するため、社会福祉法等について所要の改正を行ったもの。(令和3年3月1日施行)

## 【補償契約】

(社会福祉法第45条の22の2の規定により準用される一般法人法第118条の2)



## 【役員等賠償責任保険】

(社会福祉法第45条の22の2の規定により準用される一般法人法第118条の3)



### (定義)

- 補償契約とは、役員等に対して、
  - ア 役員等がその職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用  
(例：弁護士費用や損害に関する調査費用等)
  - イ 役員等がその職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、損害賠償金又は和解金を支払うことにより生ずる損失について、費用等の全部又は一部を社会福祉法人が補償することを約する契約をいうこと。

### (補償契約を締結する場合に必要な手続)

- 補償契約の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならないこと。
- 補償契約に基づく補償を行った理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての事実を理事会に報告しなければならないこと。
- 当該報告の概要につき、理事会の議事録に記載すること。

### (経過措置)

- 上記内容は、令和3年3月1日以降に締結された補償契約について適用すること。

### (定義)

- 役員等賠償責任保険とは、社会福祉法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものをいうこと。  
 ※ ただし、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものは除く。  
 (例：生産物賠償責任保険・企業総合賠償責任保険・個人情報漏洩保険や、自動車賠償責任保険・任意の自動車保険・海外旅行保険等)

### (役員等賠償責任保険に加入する場合に必要な手続)

- 役員等賠償責任保険の内容を決定するには、理事会の決議によらなければならないこと。(契約期間を延長する場合や保障内容の見直しを行う場合を含む。)

### (経過措置)

- 上記内容は、令和3年3月1日より前に締結された保険契約には適用しないこと。  
 ※ 保険期間の始期にかかわらず、契約締結日で判断。

※令和3年3月厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料より引用

# 1 (2) 役員等の改選について

## 1-(2) 役員等の改選について

- ・ 令和3年は、役員及び評議員を改選する年となっています（定款で評議員の任期を6年と定めている法人を除く）。
- ・ 以下は、選任に係る基本的な流れの例です。

## 1 - (2) 役員等の改選について

ア 現在の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の任期が、令和3年の定時評議員会の終結時までとなっている法人の例 ※評議員選任・解任委員の任期は、法人が定款細則等で定めることになっており、法人によって任期が異なりますのでご注意ください（ア以外（＝評議員選任・解任委員の任期を令和2年6月定時評議員会終結時までとしていた法人等）は「イ」を参照）。

現役員（理事・監事）（A）→新役員（B）

現評議員選任・解任委員（C）

→新選任・解任委員（D）

現評議員（E）→新評議員（F）

## 1-(2)-ア 現在の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の任期が、令和3年の定時評議員会の終結時までとなっている法人の例

### ①令和3年5月頃

#### 決算理事会（A）開催の議案の例

- ・前年度事業報告・決算等の承認
- ・新理事・監事候補者（B）の推薦

※新監事（B）の推薦にあたっては、理事による決議に加えて、現監事（A）からも選任の同意を得て、そのことを議事録に記載しておくことが必要。

- ・定時評議員会招集事項（日時、場所、議案等）
- ・新評議員選任・解任委員（D）の選任
- ・新評議員候補者（F）の推薦

1-(2)-ア 現在の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の任期が、令和3年の定時評議員会の終結時までとなっている法人の例

②令和3年5月～6月頃

評議員選任・解任委員会（C）開催

・新評議員（F）の選任

③令和3年6月（決算理事会から中14日以上）

定時評議員会（E）開催

・前年度事業報告・決算等の承認

・新理事・監事（B）の選任

※定時評議員会終了後、B・D・Fが就任

1-(2)-ア 現在の理事、監事、評議員、評議員  
選任・解任委員の任期が、令和3年の定時評議員  
会の終結時までとなっている法人の例

④令和3年6月（基本的に定時評議員会と同日）  
理事会（B）開催

※招集通知なく理事会開催することについて役員全員  
から同意を得るとともに、同意があった旨を議事録に  
記載すること

・新理事長の選定

⑤令和3年6月末（上記理事会から2週間以内）  
理事長変更登記

# 1-(2)-ア 現在の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の任期が、令和3年の定時評議員会の終結時までとなっている法人の例

令和3年6月定時評議員会終結時

理事・監事	A（現理事）	B（新理事）
理事会	↑①決算理事会 ・D選任、B・F候補者推薦	↑④理事会 ・新理事長選定
評議員選任・解任委員	C（現委員）	D（新委員）
評議員選任・解任委員会	↑②選任解任委員会 ・F選任	
評議員	E（現評議員）	F（新評議員）
評議員会	↑③定時評議員会 ・B選任	

※法人と新役員等（B・D・F）の委任関係は、就任承諾をもって開始されるため、就任承諾書等の日付は、定時評議員会と同日付が望ましいとされていますので、遅れなく徴取するようにしてください。

## 1-(2)-イ ア以外の法人の例

・ ア以外の法人に関する役員等の改選の流れについては、各所轄庁にご確認ください。

（例えば、評議員選任・解任委員の任期が令和2年の定時評議員会終結時となっていた法人で、新委員を選任済みの場合は、上記の例から、評議員選任・解任委員の改選部分を省き、新委員による評議員選任・解任委員会を開催していただく形になります。）

# 1-(2) 役員等の改選について

## ウ 役員等の任期あわせについて

・ 定数増員などで一部の役員等の任期がずれたとき、任期が残っている役員等の辞任により全員の任期を一律にそろえることができます。但し、辞任を強制することはできませんので、あくまで現任者が同意していることが前提となります。

## 1-(2)-ウ 役員等の任期あわせについて

・なお、定款上、補欠の任期を定めている箇所が、以下の表現になっている場合は、任期をそろえることはできません（そろえたい場合は、定款変更が必要になります）。

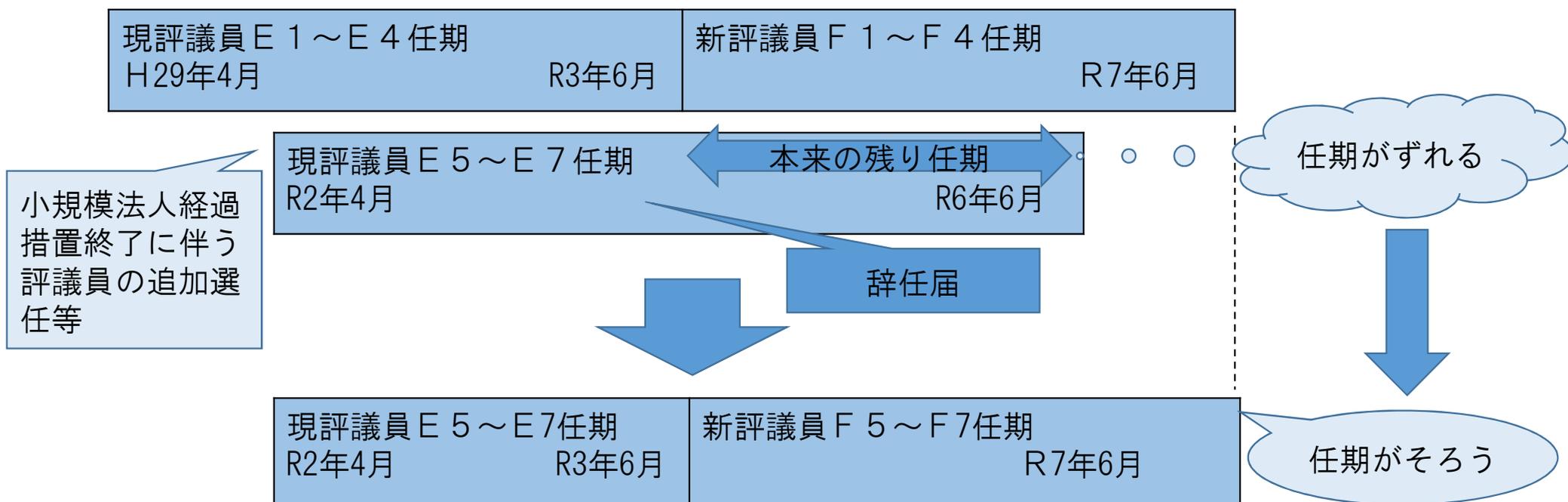
・任期をそろえられない定款の例

→「任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。」

※「～することができる。」という表現なら任期あわせ可。

・辞任以外の方法としては、定款を変更し、評議員の任期を延長する方法等が考えられます。適宜、所轄庁にご相談ください。

# 1-(2)-ウ 役員等の任期あわせについて



# 1 (3) 現況報告書記載要領 について

## 1-(3) 現況報告書記載要領について

- ・例年、WAM NETで提出していただいている現況報告書を確認する中で、不適切な法人運営や記入誤り等が散見されるため、記入のポイント等について解説します。

- ・現況報告書記載要領

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13320.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13320.html)) とあわせてご確認ください。

- ・今年度提出いただく現況報告書は、「令和3年4月1日時点」の内容であることを注意してください。

## 1-(3) 現況報告書記載要領について

- ① 法人基本情報に関するポイント
  - ・ 定款上の主たる事務所、従たる事務所（※変更はないか）
  - ・ 法人のホームページアドレス、メールアドレス（※変更はないか）

## 1 - (3) 現況報告書記載要領について

### ② 評議員の状況に関するポイント

- ・ 評議員の現員（※欠員はないか）
- ・ 評議員の任期（※就任年月日～令和〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月、例：H29. 4. 1～R3. 6）
- ・ 前会計年度に支出した報酬等の総額（※報酬支給基準とあっているか）
- ・ 前会計年度における評議員会に出席した回数（※出席回数が少ない場合は監査上の指摘事項になる可能性有）

# 1 - (3) 現況報告書記載要領について

## ③理事の状況に関するポイント

- ・理事の現員（※欠員はないか）
- ・理事の任期（※就任年月日～令和〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月）
- ・前会計年度に支出した報酬等の総額（※報酬支給基準とあっているか。職員給与を受けている理事が1人の場合は「特例『有』」として給与額を除いた額を記入可（2人以上の場合は給与額を含めた総額を記入）。）
- ・前会計年度における理事会に出席した回数（※出席回数が少ない場合は監査上の指摘事項になる可能性有）

## 1-(3) 現況報告書記載要領について

- ④ 監事の状況に関するポイント
  - ・ 監事の現員（※欠員はないか）
  - ・ 監事の任期（※就任年月日～令和〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月）
  - ・ 前会計年度における理事会に出席した回数（※出席回数が少ない場合は監査上の指摘事項になる可能性有）

## 1 - (3) 現況報告書記載要領について

### ⑤ 会計監査人の状況に関するポイント

- ・ 会計監査人の氏名、報酬額、定時評議員会への出席（※会計監査人の設置義務法人＝サービス活動収益計が30億超等の法人。）

### ⑥ 職員の状況に関するポイント

- ・ 本部職員及び施設職員の人数（※実数及び常勤換算数が正しく記入されているか。）

## 1-(3) 現況報告書記載要領について

### ⑦評議員会の状況、⑧理事会の状況に関するポイント

- ・評議員会・理事会の開催年月日、出席者数（※理事会の決議を経て評議員会が開催されているか。所定の回数開催されているか。開催及び決議に必要な人数が出席しているか。）
- ・個人情報（氏名等）を含む決議事項があった場合、そのまま掲載しないよう注意ください。
- ・開催を省略した回数（※決議省略の提案を行った回数を再掲してください）

## 1-(3) 現況報告書記載要領について

### ⑦評議員会の状況、⑧理事会の状況に関するポイント

(参考) 理事会決議を省略する場合の手続きについて

i 議題の提案 (定款の定めがある場合のみ可)

・理事の1名が他の理事及び監事に対し、決議の省略を行う議題に関する提案書を文書等で送付

ii 理事の同意・監事の確認

・提案を受けた理事等は、議題を確認のうえ、同意書(理事)又は確認書(監事)を文書等で提出

iii 決議があったものとみなされる日

・全員分の同意書等を受領した時点で決議があったものとみなされる

iv 議事録の作成

・所定の事項(理事会の決議があったものとみなされた事項の内容、決議事項提案理事の氏名、決議があったものとみなされた日、議事録を作成した理事氏名)を記載した議事録を作成

※評議員会についても概ね似たような流れになります。提案書や議事録の参考様式を、三重県福祉監査課のホームページに掲載していますので、参考にしてください。

## 1-(3) 現況報告書記載要領について

### ⑨ 監事監査の状況に関するポイント

- ・ 監事監査を実施した監事の氏名、改善事項、対応

(※前会計年度に実施した監事監査の内容を記入すること(別途、財務諸表等電子開示システムで届け出ていただく現年度の監事監査報告とは年度がずれることに注意してください))

## 1-(3) 現況報告書記載要領について

- ⑩ 会計監査の状況に関するポイント
- ・ 会計監査報告における意見（※14ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況で「ア公認会計士等による社会福祉法に準じた会計監査」を選択した場合も記入してください）

## 1-(3) 現況報告書記載要領について

### ⑪ 事業等の概要に関するポイント

・ 事業の実施状況（※事業区分、拠点区分ごとに正確な情報を入力してください）

### ⑪-2 地域における公益的な取組に関するポイント

・ 取組の内容等（※法改正により、全ての法人に提供の努力義務が課せられています。実施している場合は必ず記入してください）

## ⑪-2地域における公益的な取組に関するポイント (参考)

- ・施設種別の特性や専門性を活かした取組と現況報告書への記載例（社会福祉法人全国社会福祉協議会「地域における公益的な取組に関する委員会」報告書より）

施設種別	取り組み例
種別共通	実習生の受け入れ、行事やバザーの開催、複数法人間連携事業への参画、認定就労訓練事業の実施、災害時に備えた地域のコミュニティづくり など
保育所など	地域の子育て家庭の相談支援、児童虐待防止ネットワーク、子育てサロン など
障害福祉関係施設など	障がいの理解促進の取組、買い物支援サービス など
高齢者福祉施設など	配食サービス、認知症カフェ、利用者負担軽減制度 など
⋮	⋮

## 1 - (3) 現況報告書記載要領について

⑫社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況に関するポイント

- ・社会福祉充実残額の総額、社会福祉充実計画における計画額

(※充実残額が生じる場合は、規模や用途を明らかにした「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度6月30日までに所轄庁あて承認を申請してください。)

# 1-(3) 現況報告書記載要領について

## ⑬ 透明性の確保に向けた取組状況に関するポイント

- ・ 積極的な情報公表への取組、前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況、第三者評価の受審施設について（※積極的に第三者評価を受審していただくようお願いします）

## 1 - (3) 現況報告書記載要領について

### ⑭ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況に関するポイント

・会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

（※単に税理士等から毎月会計業務の支援を受けているだけではなく、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日付社援基発0427第1号等、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に基づく、支援を受けて、所定の報告書の提出を受けている場合に該当。）

## 1-(3) 現況報告書記載要領について

⑮退職手当制度の加入状況等に関するポイント

- ・ 法人が加入している退職手当制度等を記入（複数回答可）

## 2 令和3年度社会福祉法人 等指導監査について

## 2 令和3年度社会福祉法人等指導監査 について

- (1) 令和3年度社会福祉法人等指導監査の方針
- ・ここでは、三重県福祉監査課が実施する社会福祉法人等指導監査についてご説明します。
  - ・市所轄法人の「法人監査」については、各市からの指導等に従って、ご対応ください。

## 2 令和3年度社会福祉法人等指導監査について

### (1) 令和3年度社会福祉法人等指導監査の方針

#### ア 指導監査実施方針（重点項目）について

- ・ 法人運営関係
- ・ 施設整備関係
- ・ 施設運営関係
  - …預貯金や預り金の管理体制（残高が実在しているか）
- ・ 施設利用者の処遇
- ・ 安全対策
  - …感染症や非常災害の発生時の備え（業務継続計画（BCP）を策定しているか）

## 2-(1) 令和3年度社会福祉法人等指導監査の方針

### イ 監査実施要綱の見直しについて

#### ○社会福祉法人等に対する指導監査等の種類

	周期
社会福祉法人指導監査	原則として3年に1回
社会福祉施設指導監査	老人福祉施設・障害者支援施設等 …原則として2年に1回 児童福祉施設…原則として毎年1回
※参考 介護保険法及び障害者総合支援法 に基づく実地指導	原則として6年に1回 (+例年、集団指導を開催)

- ・ 児童福祉施設に対する社会福祉施設監査のあり方を一部見直し

## 2-(1) 令和3年度社会福祉法人等指導監査の方針

イ 監査実施要綱の見直しについて

○主な変更点

・前回の監査で指摘がなかった施設（私立の特定教育・保育施設）については、通常の実地監査に代えて、簡易な監査（＝書面監査＋項目を限定した安全確認監査（実地））とすることができる。

## 2-(1) 令和3年度社会福祉法人等指導監査の方針

ウ 三重県社会福祉施設指導監査における新たな取り組みについて

- ・ 監査結果をふまえた簡易監査の導入
- ・ ICT（オンライン）の活用

## 2-(2) その他

### ア 介護保険法及び障害者総合支援法に基づく集団指導及び実地指導について

- ・ 集団指導

- …令和3年5月以降に動画を三重県ホームページに掲載する予定です。

- ・ 実地指導

- …該当事業者には、実施日の概ね2週間前までにご連絡します。

※実施にあたってはメールか郵送で随時お知らせいたしますが、三重県福祉監査課のホームページに、実施方針や要綱等を掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

### 3 その他

(1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて

### 3 その他

#### (1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて

##### ○掲載内容

- ・ 社会福祉法人とは、社会福祉法人の機関、社会福祉法人の資産、社会福祉法人認可申請手続き、認可申請後に必要な手続き、定款変更認可申請手続き、基本財産処分手続き、合併手続き、社会福祉法人現況報告等→定款変更や基本財産処分については、必ず予め所轄庁に協議したうえで、所定の手続きを行ってください。  
(事後的な申請は厳禁)

### 3 その他

#### (1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて

##### ○令和3年度ハンドブック改訂内容

・国の規制改革により、押印の廃止等行政手続の見直しが進められることになったため、次の改訂を行いました。

① 提出書類（法人→所轄庁）の様式から押印欄を削除しました。

② 原則として、法人が関係者等との間で交わす書類については、法人が原本を保管し、所轄庁には写しを提出していただくこととし、提出時の原本証明は不要としました。

### 3 その他

#### (2) 国・県のホームページについて

・社会福祉法人の運営にまつわる情報が掲載されていますので、ご活用ください。

ア 厚生労働省「社会福祉法人制度」ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/index.html)

※制度の解説等に加えて、「社会福祉法人の財務会計に関するE-learning」といった研修動画も掲載されています。

### 3 その他

#### (2) 国・県のホームページについて

・社会福祉法人の運営にまつわる情報が掲載されていますので、ご活用ください。

イ 三重県庁「福祉監査課」ホームページ

<http://www.pref.mie.lg.jp/KANSA/HP/index.htm>

※本研修動画でお伝えした「理事会等の決議省略時に使用する各種様式」や「指導監査実施方針」、「認可申請ハンドブック」等を掲載しています。

※また、令和2年11月に三重県内の社会福祉法人、介護保険サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所の様々な取組をまとめた「社会福祉法人等の取組事例集」を作成し、ホームページに掲載しています。ぜひご活用ください。